

中學修身書

改訂版

卷四

380
4
496

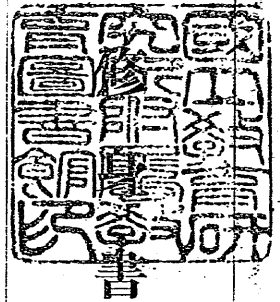
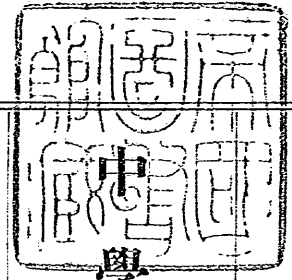
K220.1
51a
4

K220.1

51a

4

大島直治著



改訂版



育英書院發行

神 勅

葦原ノ千五百秋ノ瑞穂國ハ是レ
吾ガ子孫ノ王タルベキ地ナリ宜
シク爾皇孫就イテ治セサキク寶
祚ノ隆エマサンコト當ニ天壤ト
窮ナカルベシ

五箇條ノ御誓文(明治元年三月十四日)

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシ
メン事ヲ要ス
一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ
誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基
キ協心努力セヨ

大日本帝國憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗
ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大
典ヲ宣布ス
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝
國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德
ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝
アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ卽チ祖宗ノ忠良
ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎
順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗
ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分
ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

大日本帝國憲法發布上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ

憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ安全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

明治二十二年二月十一日

御名 御璽

各國務大臣副署

勅語

六

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ渾彌ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

七

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕卽位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ
輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協鑒振作更張ノ

時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌メ國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

勅語

(昭和元年十二月二十八日)

一〇

朕皇祖祖宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ奉由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ
惟フニ皇祖考淑聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ
皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廼チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサラシコトヲ之レ懼ル
輒近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ

舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徴シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕力軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕力意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕力躬ヲ匡弼シ朕力事ヲ獎勵シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

二

勅諭

二三

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐる中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人なと設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士とも棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百

年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すへきにあらすとはいひながら且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経すして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歷世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬへきもの

二三

にあらず子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき朕か國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまゐらする事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそあれいてや之を左に述へむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるべき況して軍人たらん者は此心の

固からては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はす政治に拘はらす只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

一軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とも停年に新舊あれは新任の者は舊任のものに服従すへきものそ下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上

級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はす下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには當に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれは我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれは片時も武勇を忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れす已か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々

人に接るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ山なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼なとの如く思ひなむ心すへきことにこそ

一軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思は、始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はとても守るへからすと悟りなは速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に路迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に

遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるべき

一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華麗の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふる所かし汝等軍人ゆめ此訓誠を等間にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならざれば如何なる嘉言も

善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦ひなん朕一人の懌のみならんや

明治十五年一月四日

御名

詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憚ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラ

ス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ

今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脫スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スル

ハ夙夜朕力念トスル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕力意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協贊邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名 御璽

昭和八年三月二十七日

勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク
帝國ト中華民國トノ提携協力ニ依リ東亞ノ安定ヲ確保シ以テ共
榮ノ實ヲ舉クルハ是レ朕カ夙夜軫念措カサル所ナリ中華民國深
ク帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘ遂ニ今次ノ事變ヲ見ルニ至
ル朕之ヲ憾トス今ヤ朕カ軍人ハ百艱ヲ排シテ其ノ忠勇ヲ致シツ
ツアリ是レニ中華民國ノ反省ヲ促シ速ニ東亞ノ平和ヲ確立セ
ムトスルニ外ナラス
朕ハ帝國臣民カ今日ノ時局ニ鑑ミ忠誠公ニ奉シ和協心ヲ一ニシ
贊襄以テ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ望ム
朕ハ國務大臣ニ命シテ特ニ時局ニ關シ緊急ナル追加豫算及法律
案ヲ帝國議會ニ提出セシム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷協贊ノ任
ヲ竭サムコトヲ努メヨ

昭和十二年九月四日

御名御璽

中學修身書 改訂版 卷四

第一課	學問と學問する態度	一
第二課	價值と人格	六
第三課	行爲と責任	三
第四課	道德の本質と良心	七
第五課	良心の權威	三
第六課	自制克己	六
第七課	勇と尙武の精神	三
第八課	進歩と恒常	四
第九課	本務の實踐と情緒情操の修練	四
第十課	藝術と道德	五

第十一課	公正と仁愛……………	七
第十二課	國法と道德……………	一〇
第十三課	立憲自治の精神……………	一三
第十四課	臣民翼賛の道……………	一六
第十五課	同化と應化……………	一八
第十六課	自然と文化……………	二〇
第十七課	文化と國民性……………	二九

中學修身書 改訂版 卷四

大島 直治 著

第二課 學問と學問する態度

學問と驚異

古人は學問は驚異に始まるといつた。人間がその驚異の眼を天地自然に向けて、その奥に潜んでゐる眞理を探らうとする熱意は、星學、物理化學、動植物等の學問を産み、天地自然に驚くところの人間自身に驚異の眼を瞠つてそこに行はれてゐる理法を見出さうとする努力は、倫理哲學、社會歷史法政等の學問となつて現れる。かやうにして一の驚異は他の驚異に導き、この發見はかの發見を生み、人間の知見の透徹するところ、宇宙人生を照破するの概があ

現代と學術の
進歩

る。そして學術應用の極まるところは、まさに造化の壘を摩するの趣があるといはねばならぬ。驚嘆すべきは實に學問の力である。

もとより人間の業は學問の力のみによるのではない。しかし學問の息吹のかゝらぬところには文化の花の咲きいづくもない。現代の文化人は驚くべき學問の力、人智のはたらきに驚つて、いはゞ手づから神の業を行ひ、或は天人の如く自在に大空を飛行し、或は坐ながらにして、風と波の吼えたける幾千里を隔てた海のかなたから親しく呼びかける肉聲をさながら耳にすることができる。そして將來に於ける學術の進歩は、かゝる驚くべき人智を以てしてもなほ豫測することを許されない。今現にかやうな時代に處し、かやうな將來に向つて掉しつゝある我等はそもゝいかなる態度を以て學問すべきであらうか。

學問する態度
と心掛

學問するものは絶えずいき／＼とした驚異をもち続けねばならぬ。學問は驚異に始まるのみでなく、常に驚異に導かれつゝ進歩するからである。我等が一課を了へて次の課に進み、一の疑問を解いて他の疑問に移るに當つて、絶えず我等の心をひき立てつつ前驅するものは抑へ難き驚異の念ではないか。驚異とは單に疑ふ心ではない、進んで疑を解かんとする心である。いな、眞理を愛慕し、眞理を探し求める心である。この心はおのづから人を導いて、邪念を去つて周到に觀察せしめ、忠實に眞劍に思索せしめる。そして周到なる觀察と忠實なる思索の背後には、一切の驕慢と偏見と獨斷とをふり棄てて、眞理の前にへりくだる敬虔なる魂がひそんでゐるといはねばならぬ。史上に永遠の光明を放つてゐる幾多の發見、發明は殆どすべて常套卑近な事柄に純眞なる驚異が向けられた結果に外ならぬではないか。そして、その驚異の奥に

學問知識の目的と價值

偉人の敬虔なる魂が動いてゐたからではないか。我等學問するものは、しばらくもこの態度と心掛とを失つてはならぬ。

しからば知識や眞理は何のために求めらるべきであらうか。人生の價值を豊かにし、人格の理想を實現するために外ならぬ。かやうにいふのは、勿論學問や知識は單に自己又は世間の實利實益を増進する機械的手段たるに過ぎぬといふ意味ではない。學問や知識が人生の福利を増進する手段たるの一面を有することは、もとより争ふべからざる事實であつて、我等は日進月歩の學術を應用して、生活の利便、社會の幸福を圖ることを怠つてはならぬ。けれども我等はこれと同時に、學問や知識がそれ以外に貴い内面的價值を有するものであることを忘れてはならぬ。學問が驚異に始まるのは、眞理を愛慕することそれ自體が、深く人間の貴い本性に根ざしてゐることを示すものである。従つて眞理を究めて

知識の價值と道徳的理想

知識を明かにすることは、人の貴い本性が實現される所以であり、それだけ人生の價值が高められまた豊かにされる所以である。

しかし知識の價值を尊重するの餘りに、知識のための知識を高唱して、知識が人生と獨立に絶對の價值を有するもののやうに思ふのは誤りである。知識はどこまでも人格的生活の缺くべからざる要素として、人生全體の理想の實現に參するものとして始めてその價值を發揮することができるのである。従つて何人も、人生全體の最深の要求を現すところの道徳的理想を無視して、單に知識の價值のみを主張することはできぬ。であるから學者が人たる以上、人の道が無視することのできぬやうに、學問的活動も人の活動である以上、どこまでも道徳上の評價を回避することはできない。いな、學問する態度そのものが始めから道徳的なことを要する。眞理に捧げられる敬虔は、取りも直さず人生の理想に

學問及び職業
の分化と最高
の善

捧げられる敬虔でなければならぬ。
文化が進歩し社會が複雑となるに従つて、職業の分化と相俟つて學問も著しく特殊化されるのは自然の勢である。しかし我等は、人生最高の善又は道德的理想の實現に參することを外にしては、いかなる職業も、はたいかなる學問も、その價值を發揮するの道なきことを銘記し、學術の研究に勵むと同時に、ますます道德上の知見を明かにすることによつて、我等が修得する各種の知識を常に正しき方向に導き、以て文化の發達を助け、國家社會に貢獻するやうに心掛けねばならぬ。

第二課 價值と人格

自然と人生に
於ける種々の
價值

我等は自然と人生に於て至るところ價值あるものを見出すことがでける。日光や空氣や水や衣食住や身の廻りの使用品を始

價值と意識の
鏡

めとして、交通運輸の機關等我等にとつて一として價值のないものはない。しかし價值を擔へるものは單に物質上經濟上のそれのみに限られない。我等は更に政治學術藝術道德宗教等の活動がさまざまの貴い價值を擔つて、社會人生を高めまた深めつゝあることを發見する。

自然と人生がさまざまの價值を擔つてゐても、價值を感ずる心と價值を觀る眼をもつものは萬物中たゞ人だけである。昔から日星河嶽は天地の大文章といはれてゐる。しかもこの大文章を讀み得るものは萬物中たゞ人だけではないか。「星夜の太空に驚き、道德の大法に驚いて、心に畏敬の情を湛へ得るものはたゞ人のみではないか。宇宙の眞理も人によつて發見せられ、自然の美も人によつて眺められ、歌ひ出され、描き出されるのである。それ故に世界の貴い價值は人の意識の鏡によつて映し出されてその光

價値の創造

明を放つものといはねばならぬ。世界がいかに價値に充ち満ちてゐても、もしもこれを見、これを映し出す人がなければ世界は恰も錦を衣て夜行くが如きものであらう。

人は單に宇宙人生の價値を發見し映し出すに止まらない。同時に價値を創り出すことができる。創られたるものにして創り得るものは人のみである。これ人が天地の間にあつて天功を亮け「天地の化育を賛し得る所以である。價値を創り出すために人は働かねばならぬ。或は鶴嘴を手にし、或は槌を揮ひ、或は耕し、或は紡ぎ、或はペンを執り、畫筆を動かす。すべて働くのである。机に面して思索するのも働きてあり、社會國家のために頭を悩ますのも働きてある。一念の誠を持して人が働くところに價値は創り出される。かやうにして田園より、工場より、家庭より、書齋より、役所會社議場教壇等より、さまざまの價値が産まれ出て宇宙人

價値と人格

生を豊かにするのである。

働きによつてさまざまの價値の創り出されんがためには、人間のうちに潜める可能性が發展されねばならぬ。人の魂の奥に藏されてゐる眞の人格が磨き出されねばならぬ。醜惡なる人間からは貴い價値は産まれないからである。それ故に社會人生が清く美しく貴くされるか、或は醜穢と罪惡の巷となるかは、各人の人格が立派に磨き出されるや否やにかゝつてゐるといはねばならぬ。これ即ち教育の大切な所以、修養の大切な所以であり、偉大なる人格の感化影響が永へに人心に新なる所以である。

しかるに各人は單に人であるのみでない。横に限りなく、縦に窮りなき世界に、二つとない自分といふ獨特なものとして生まれものである。自分の前に自分はなく、自分の後に自分はない。天上天下自分はたゞ一つである。この唯一無二なる「自分の特性

個性と價値

個性の發揮と

は即ち各人の個性に外ならぬ。個性あるがためにすべての人はそれ〴〵獨特なる存在の意義と價值とを有する。何物を以てしても自分と取り換へられることはできず、何人を以てしても自分に代つて自分たらしめることはできぬ。個性あるがために、自分は國家社會の缺くべからざる一員として、自己獨特の本分を盡し、自己獨特の貢獻をなすことができる。して見れば國家社會が常に新しき生命と豊かな内容とを得て、絶えずその價值を實現しつつ不斷に進歩發展することのできるのは、その各成員がそれ〴〵自己の個性を發揮することにかゝつてゐるといはねばならぬ。

しかし個性を發揮するといふのは、決して人々の生まれつきの性癖や氣質をそのまゝに發露させることではない。これらは矯むべきは矯め、匡すべきは匡し、かくして全體としての人格の健全な發展に向けられねばならぬ。個性は人格の特色であり、これに

人格の價值

よつて各人がその天分を發揮する所以のものであるから、人格の人格たる所以を失つては、個性もその價值を發揮することはできない。これと同じ理由によつて、何人も事に當つて強ひて自己の特色を發揮しようと努めるときは、却つて我執に捉はれたり、偏僻に陥つたり、異を樹てて自ら快とするの弊に流れたりする。眞の畫家は我れを忘れ、我が特色を忘れて、たゞその畫筆に純一なる丹心をこめるところに、却つて我が特色を畫面に躍如たらしめることができるであらう。中庸に「誠は勉めずして中り、思はずして得」といふ語がある。人格の中核たる誠を離れては眞の個性を發揮するの道はない。

カントは、人は決して單に手段としてののみ用ゐらるべきでない、常に同時に目的として取り扱はれねばならぬと教へた。蓋し、物はすべて手段として用ゐられるところに價值があるに反して、自

ら價値を意識し、價値を創造する個性をもつところの人格は、それ自身のうちに眞の價値を藏するからである。それ故に我等は人格の尊嚴と個性の價値に深くめざませて、ますます修養を勵み、自己の本分を完うするやうに努めねばならぬ。

第三課 行爲と責任

行爲の特質と責任

人は決して物體の如くにあてもなく因果の流れに漂はされて動くのではない。自ら動くのである。たと押し流されて漂着するのでなく、行先を定めて舟を進めるやうに、目的を意識し、數多の目的からあるものを選び出し、現實にはまだ存在しないその目的を實現せんがために自ら決意して動作するのである。かやうな動作が即ち行爲である。従つて我等の行爲は自分のすることである。自分でかうしようと思志して、その意志の自由によつて爲

善い動機と善い結果

されたものが我等の行爲である。我等の行爲はいはば我等の意志によつて産み出されて、心の中から廣い世界に現れてくるのである。そして世界に現れるや否や、我等の行爲はその影響を自他の上に、社會の上に及して、それだけ周圍の事情に變化を惹起する。従つて人は自分がした行爲の結果に對してその責に任ぜねばならぬ。これ取りも直さず責任である。

すべて行爲はどこまでも善意又は善い動機からなされねばならぬ。然るに普通に動機は善くても結果が悪いといはれる場合がある。けれども善い動機とは何であるか。いふまでもなくそれは結果に無頓着なものであつてはならぬ。例へば友人のために善い動機からなされた行爲とは、友人のために眞に善い結果を來すやうにと願ひ、正しい手段を用ひて、その結果を實現するためになされた行爲でなければならぬ。そして、そのためには周到な

輕率な行動と
意外な結果

る用意と綿密なる思慮の伴はるべきは當然である。従つて善い動機から善い結果の生ずるのも亦當然ではないか。それ故に若しも動機さへ善ければ結果の如何は問ふところでないなどといふものがありとすればそれはまだ善い動機の何たるか、善意の何たるかを知らぬものといはねばならぬ。いな始めから善意に背いたものといはねばならぬ。眞に善い結果を目的として、これを實現せんと努力するのが善意の善意たる所以だからである。また、たとひ他人のため公衆のため善かれかしと願つたとしても、たゞふとした一時の同情や感動にかられて、輕率な行動に出て、ために惡結果を招いたとしたなら、がやうな場合に於ては、何人も自分は惡氣でしたのでないからといつて、その責を免れることはできぬ。苟も他人のため、公衆のためよかれかしと願ひながら、輕率な行爲をするのは、人のために謀つて忠ならざるものであり、人

責任感と社會
生活

のために謀つて忠ならざるは善意を缺くものといはねばならぬ。しかし、心からして善い結果を來さんことを願ひ、ために周到なる思慮を用ゐ、最善を捧げ盡しても、なほ思ひもかけぬ偶然の事變のために意外な結果が生じたとすれば、かゝる結果に對しては何人も責任を問はれる限りではない。もとより、かやうな場合に於ても、事の他人に關すると自分に關するによつて、人々の執るべき道徳上の態度が、おのづから相異なるのは當然である。當事者が他人であつて、ために自分が迷惑を蒙つた場合には、できる限り、寛大に振舞ひ、反對の場合には、どこまでも相手に同情して遺憾の意を表すべきである。かやうにするのは、つまり人を責むるは寛に己を責むるは嚴なる君子の態度であつて、かくてこそ人々は共に社會共同の生活を營むことができるのである。事後に於て自己の行爲の結果に對して責任を負ふ心は、やがて

責任と自由

事前に於て自己の本務を盡して責任を果さんとする心であつて、共に人心の奥底に潜める責任感の現れである。責任感はそのみに期待すべく、他の動物にはこれを求めることはできない。故に我等が責任を擔ひ得るのは人たるの資格をもつことである。我等がこの複雑なる社會に於て安んじて生活し得るのは、人々が責任感をもつことにかゝつてゐる。社會の安寧秩序は、個々の人々の責任感によつて擔はれることを外にしてはこれを維持するの道はない。もとより責任の生ずる道德上の自由は、人格の發展と共に發展するのであるから、人格の大なるほど重い責任を擔ふのは當然である。瘋癲白痴に對して責任を問ふものなく、教養の高い人ほど重い責任の歸せられるのはこれがためである。従つて自己の責任を迴避したり、他人に轉嫁したりするのは、自己の人格を否定して動物に伍することを求めることに外ならぬ。

我等の覺悟

曾子は士は以て弘毅ならずんばあるべからず。任重くして道遠しといつた。遠大なる理想を抱く我等は、どこまでも勇らしく、どこまでも毅然として重大なる責任を擔ふの覺悟がなくてはならぬ。

善惡の判別と善に向ふ心

第四課 道德の本質と良心

かりに人が全く善惡を判別することができぬとしたら、たとひ自ら目的を立て、これを實現しようと思志して行爲することができるとしても、自ら自己の行爲に對して道德上の責任を感じることとはできぬであらう。もしまた人には本來善に向ふ心が少しもないとしたら、人に動機を善くせよ善意を以て行爲すべしと求めるのは全く意味をなさぬこととなるであらう。もしかりに、かやうな事がしばらくでも有り得るとしたら、道德も社會も忽ち不可

良心

能となつて、人生は全く暗黒の裡に葬られるより外はない。しかしそれは單なる假定である。苟も人たるものは瘋癲白痴でない限り、誰でも善し惡しの區別を知り、善い行爲はこれを嘉みし、惡い行爲はこれを憎むばかりでなく、善いことは爲さねばならぬ、惡いことはしてはならぬといふ、當爲の意識をもたぬものはない。これは天地と並び存する嚴肅なる事實であつて、良心の作用と稱せられるものは取りも直さずこれに外ならぬ。良心はまた廣く道德意識とも價值意識ともいはれる。

良心の作用

良心の作用は知情意の三方面にわたつてゐる。が、中にも最もその著しい特色を現すものは感情的方面である。行爲の善惡が判別されるのも決して知的作用のみによるのではない。それには必ず善を嘉みし惡を斥ける人性に深く根をおろした價值感が伴はねばならぬ。人々の理想が構成されるにも、善いもの貴い

ものを敬仰し憧憬する純粹なる價值感がはたらない限り、知性だけではどうすることもできない。そして良心はかやうにして意識された價值又は理想を實現すべく、犯すべからざる權威を以て意志に命令し、絶對的にその服従を要求する。これ即ち古來しばしば良心の聲と呼ばれ、人心の奥深く體驗せられる當爲または本務の感である。人はしばしば自からしかくの事は必ず爲さねばならぬといふ本務の感と意志の衝動とを體驗する。しかもそれは決して世間に譽められんがためでもなく、利益を得んがためでもなく、罰を恐れるがためでもない。我が爲すべきことなるが故に、いかなる苦しみを受けても、いな生命を賭しても斷じて爲さねばならぬと感ずるのである。これに反して良心の命令に背いた行動に出づるときは何人も衷心慚愧を感じる。必ずしも世間から非難されるためでもなく、友人に顔を合はせる面目がない

人生に於ける
良心の地位と
意義

からでもない。たとひ誰にも見られなくとも、自らまともに自分に顔を合はせるのが恥づかしいのである。この感情が高まるときは自責となり、悔恨となり、堪へ難き苦惱となつて身心を壓倒するやうになる。人は法律の網はくゝることができても自己の良心の宣告を逃れることはできない。

それ故に良心の作用は、すべて善いこと、貴いこと、即ち價值を意識し、これを行爲によつて實現せんとする人心本來のはたらきであるといふことができる。人をして眞に人たらしめるものはこの良心である。人をして自ら自己を指導し、自己に命令し、自己を訴へ、自己を審判し、責問し、激勵して善を實踐せしめるものはこの良心である。これがあるがために人は自然界の一部分でありながら自然界を超越し、現實に住しながら現實を理想に近づけ、かくして渺たる蒼海の一粟に比すべき身を以て天地の化育を賛くこ

良心の命令と
人の本性

とができる。考へれば考へるほど驚くべきものは良心である。されば大哲カントは、これを考ふことの度重なれば重なるほど、考へ続けられ続けるほど、常に新たに、またいや増しに募り来る驚歎の情と畏敬の念とを以て、心を充たすものが二つある——上にあつては星夜の天空、内にあつては道德の大法といつた。道德の大法とはつまり良心の命令である。

して見れば道德は決して外部から強制される重い負擔ではない。道德の命令、良心の命令は即ち人の魂の奥底より發するところの最も深い人生の要求である。已むに已まれぬ眞の自己の要求であり、人の本性の叫びである。道德を以て人性の本來に反するものとし、肆意放恣を以て却つてその眞面目を發揮するものやうに考へるのは、一時の慾念に絆されたり、名利に溺れたりして眞の自己の要求にめざめぬからである。かやうな人は深く内に

省みて靜かに良心の聲に耳を傾けさへすれば、必ず自分の非を悟るであらう。いはゆる聖賢とはすべて人の人たる所以の本性に深くめざめ、良心の命令に従つて善を實踐した人々に外ならぬ。中庸に「天の命これを性といひ、性に率^しふこれを道といふ」とあるのは、眞に道德の本質を明かにしたものといはねばならぬ。

良心の命令、道德の命令に従ふのは自己の本性に従ふ所以である。それ故に人が自ら進んで自律的に道德の命令に従ふところに眞の自由がある。

第五課 良心の權威

良心は靜かに嚴かに命令する。しかもその命令の實現を見るために、刑罰を以て脅すこともなければ、甘言を以て誘ふこともない。たとゝ爲すべし爲すべからずと命令するだけである。それに

良心の命令と
心の不安

も拘らず、誰でもこの命令に背くときは、たとひそれが日常の瑣事に於てであつても心に一種の不安を覚え、事の重大なる場合に於ては世上のいかなる富貴を以てしても醫することのできない苦惱を感じさせられる。これと同時に、他方に於てはこの靜かな命令が偉人傑士の崇高壯烈なる行爲を喚び起すこともあり、また人をして世上の囂々たる非難攻撃の中にあつても、内に省みて良心に恥づるところがないといふ一事に、百萬の味方にもまさる強味を覚えしめることもある。かやうな命令はそもゝゝいかなる命令であらうか。

良心の權威

良心の命令は無條件である。蓋しそれは人の本質本性から發する要求であつて、苟も人たる以上何人も當然従ふべき命令に外ならぬからである。眞に人らしき人眞に善き人となつて人の本性を發展させることは、すべての人の内奥に潜んでゐる已み難き

良心が唯一の
指導者なりと
いふ意味

要求ではないか。草木は自然に發育し生長する。しかし、自覺のある人間は自ら自分を指導し、自らその本性を發展させなければならぬ。これを指示し命令するものは即ち良心である。従つて良心の命令は絶對的權威を有する。他人の命令は聞きあやまることもあり、聞かぬ風^{ふう}することもでき、また拒否することもできる。しかし良心の聲は聞きあやまることもなく、これに對して耳を塞ぐこともできず、聞かぬ風^{ふう}することも拒否することもできぬ。良心は常に自己を離れず、そして命令の行はれざる限り絶えず命令するからである。それ故に良心は人をして自律的に善を行はしめる唯一の原理である。人の道德的生活を可能ならしめる絶對的權威者であり、唯一の指導者である。

たゞし誤解してはならぬ。こゝに良心が唯一の指導者であるといふのは決して人はその道德的生活に於て他人の指導や感化

良心は依然として道德的生活の指導者

を要しないといふ意味ではない。人はいかに親切なる他人の指導があつても、自分でさうでなければならぬと感じて自ら動かなければ本統の道德的生活は不可能となり、そして直接に他人から指導を受くると否とに拘らず、自らさうでなければならぬと感じて自己を動かすものは我が良心の外にはないといふ意味である。しからば道德的生活の唯一の指導者たる良心は常に確實にして安全なる指導者であらうか。爲すべきことを爲すべしと命ずる點に於て絶對的權威を有するとしても、しかもその爲すべきことの何たるかを實際に判別する點に於て絶對に確實であらうか。必ずしもさうでない。人間は神でない限り良心の判斷にも時として誤謬がある。實際上完全なる人格のないやうに、完成した良心もあり得ない。良心は發展するものである。

しかし、さればといつて我等は良心に面を背けることはできない

い。それは依然として我等の道德的生活の指導者でなければならぬ。もとより我等は事に臨んで思ひ惑ふときは自ら進んで或は父母・長上の教示を仰ぎ、或は友人の意見にも耳を傾けなければならぬ。しかも我等をして自ら進んでかかる態度に出でしめるものは我が良心の指導である。その結果、自分はかうしなければならぬといふ確信に達したとすれば、その確信は取りも直さず我が良心の確信に外ならぬ。そしてこの確信によつて更に我が行為が指導されるのである。して見れば人はその道德的生活を完うせんがためには、どこまでも良心の指導に俟つの外に道はない。過つことのあるがために過なからんと希ふのも過つて後過を改めんと努むるのも良心の作用である。さればこそ、人がその本性の内奥にひそんでゐる純粹なる價值の感、至誠の情に動かされて、更に知を盡し、意を盡し、全精神を捧げ盡して善を求め、道を求める

良心と修養

ところに、良心はその光を放ち、眞に絶対の權威を得るのである。かくして心誠に道を求めるものは、道は遠きに横はらずして却つて我が足下に通ずるのを發見するであらう。

かやうに良心が道德的生活の唯一の指導者であり、絶対の權威者である以上、苟も自覺ある人間は、その良心の名に於て、自己の一切の行為に對して全責任をもたねばならぬ。この重大なる責任を擔ひ得んがためには、我等は平素怠らず精神を修養し、へりくだつて道を求め、至誠を捧げ、全力を盡して善を行ふことに於て誤りなきを期するにある。もしも、我が良心こそは我が生活に於ける唯一の指導者であり、絶対の權威者であるから、長上の訓戒も聖賢の教も社會の道義も顧みるに及ばぬと思ふものがあれば、それはこの上もない心得違であつて、かゝる人は自ら自己の良心を我意、我執の殻中に窒息させようと企つるものといはねばならぬ。

良心の目ざす所は人をして、惡行を避けて善行に赴かしむるにあるが故に、それはやがて、人格の精神的自己保存と精神的自己發展とを併せ掌る機能である。そして、善行とは自分だけに都合のよい、自分の我儘に媚びる行でなく、天下萬人が善しと認むべき行又は眞に善き人が善しと認むる行でなければならぬ。

第六課 自制克己

徳川家康は「怒は敵と思へ」といつた。古來、一朝の忿にその身を忘れて家國を誤つた例さへ少くない。激烈なる憤怒の衝動に襲はれたものが、精神の平衡を失ひ思慮分別に見棄てられて狂暴の振舞に出づることは、我等がしばしば目撃するところである。されば古今東西の聖賢はすべて憤怒を戒めてゐる。苟も修養に志すものは平素この衝動を抑制することに意を用ゐねばならぬ。

憤怒の衝動

慾望・本能等の人生に於ける意義

しかるに世に「義憤」といひ「公憤」といふ語がある。たゞ一身の名利を追ふことのみに汲々として、いかなる不義不正に對しても冷然として顧みないものは寧ろ擯斥すべきである。これと同様に所有の慾望が嵩じて吝嗇となつては洵に卑むべきであるがさればといつて全然これを失つては人は直ちにその經濟上の獨立を脅される。自己保存の本能はしばしば人を利己排他の行動に走らしむるにしても、もしも個人がこれを失へば個人が滅び國民がこれを失へば國家が滅びる。

自制・克己

して見れば自然によつて與へられて生存の源となるべき本能、衝動、欲望、感情、情緒等は、本來惡として禁壓すべきものでもない。禁壓すれば生命は枯渇し、これを放任すれば生活は破滅に陥る。人が人らしく活きんがためには、これらにそれ／＼その占むべき

地位と演ずべき役割とを與へて適當なる制限の下に全體としての人間的生活に參與せしめるやうに、人格の理想によつてこれを統一しなければならぬ。こゝに於て本能も慾望も感情も、いはば道德の魂をつぎこまれて道德的生命を得るのである。従つて個個の慾望や感情がその制限を超えて、全體の統一を破り、人格の實現を妨げんとするときは、斷じて抑制されねばならぬ。そのためには、人は常に明かな自覺を以て自己の慾望感情等の上に君臨して、これを支配し統制するを要する。これ取りも直さず自制であり、克己である。

自制と自由

自制の徳は、苟も自覺を以て生活する以上多少の度こそあれ何人もこれを備へぬものはなく、しかも完全にこれを備へることは聖人にして始めてできることである。ソクラテースは完全に自己に君臨して自在に自己を支配し、苟も善と知りて直ちに行ひ得

自制の修養

ないことはなかつたといはれ、孔子は自ら「七十にして心の欲する所に従つて矩を踰えず」といつた。人は嬰兒の間は全く自然的衝動に支配される。漸く成長して自覺の明かとなるに従つて、次第に自己の意志を以て自己の生活を規定するやうになる。自制はこゝに始まり、人格の自由もこゝに始めて現れる。しかも、人格も自由も人が完全に自己を支配し得るに至らざる限り完成されることはない。この意味に於て人は常に自己と闘はねばならぬ。これ王陽明が、山中の賊を破ることは易く、心中の賊を破ることは難し」といつた所以である。

然らば我等はいかにしたらば自制の徳を修養することができるであらうか。實地に意志をはたらかして修練を積むの外に道はない。飲食するに當つて實地に飲食の慾を制し、憤怒の情の萌すときに實地に憤怒の情を制し、誘惑に直面するときこれに内應

意志の修練と
知見及び情操
の修養

せんとする慾望を實地に抑制し、實地に早起し、實地に勉強し、かやうにして自制の習慣をつけることである。アリストテレスがいつたやうに、石は幾千度投げ上げて、これに上昇の習慣をつけることはできない。これに反して人は善行を屢すれば終に良習慣を築き上げることが出来る。

しかし意志を修練することは、同時にこれを正しい方向にむけることでなければならぬ。知見を明かにし、價值眼を高め、崇高な理想を描いて善惡を見分ける判別力を養ふことの必要なる所以である。然るに價值眼を高めるためにも、崇高な理想を描き得んがためにも、將た意志の進路を滑かならしめんがためにも、今一つ肝要なことがある。それは即ち善いこと、貴いことを心からして愛好するやうに、崇高な美しい情操を養ふことである。かやうにすることによつて我等は自制克己の修養を一層容易ならしめる

ことが出来るであらう。

自制は道德的生活の根本的條件である。己に克つは勝つことの始にしてまた終である。

第七課 勇と尙武の精神

行爲の意義

單に心の中に描かれただけで、少しも行爲の上に現されない目的は、たとひいかに高尚であつても、あたかも空しく地中に埋もれて芽生えない種子のやうなものである。理想の世界にあるものを現實の世界に運び、心の奥に潜める貴いものを客觀の世界に導き得るものは人の行爲のみである。

勇氣

しかるに、いふまでもなく目的は將來に於て實現されるものであつて、いはば未踏の世界を切り開いて進むのが行爲の特質であるから、この複雑なる社會人生に處して、よく自己の目的を貫徹し、

勇氣と耐忍及び自制との關係

理想を實現せんがためには、さまざまの障礙や危難が我等の進路に横はつてゐることを覺悟しなければならぬ。これらの障礙や危難を克服して邁進するのが即ち勇氣である。それゆゑに勇は力の發現である。實踐に於て、斷行又は敢行に於て發現される意志の力である。この力が正しい目的、道德的目的の實現に向けられたとき、そこに眞の勇氣が發揮されるのである。

勇氣は耐忍及び自制と密接なる關係を有する。勇氣はいはば耐忍と自制とを兩脚として進むものである。いな兩者ともに一種の内面的勇氣に外ならぬ。不屈不撓よく艱難苦痛に堪へて自己の守るべきところを固守して動かない耐忍は勇氣に缺くべからざる要件たるばかりでなく、それ自體が既に勇氣の一種である。我等が危難を冒して進まんがためには、まづ我等の心中にあつて危難と内應して我等の進路を阻碍せんとする恐怖の情を抑制し

勇氣の特質

克服しなければならぬ。そして、これを抑制し克服し得るものはやがて、心中の賊を破れる勇者ではないか。

孔子は「勇者は懼れず」といつた。古來、勇を説くものとして恐怖の抑制を強調せぬものはない。蓋し恐怖は危難を逃避して生命を保存せしめる所以の動物一般に共通なる本能であつて、その本來の性質上勇に反對するところがあるばかりでなく、何人も突如として恐怖に襲はれるときは、心身共に萎縮して實行の能力が麻痺するものである。いかなる場合に臨んでもうろたへず自失せず、おちついて事に處するのが勇者たるの第一要件でなければならぬ。しかし何事にも恐れないのが必ずしも勇でないことはいふまでもない。蛇におぢないのは盲者の悲しきである。前後も顧みず、正邪も分たず、徒らに危難を弄んで快とするものは狂か愚である。眞に恐るべきものを恐るべきものとして認めつゝも、

義と勇

明かなる道德的自覺の前に肅然として自ら制し苟も我が本務本分の命ずるところこゝにありと信ずるときは度みて我が生命をも捧げて怖れず怯まず遲疑せず逡巡せずあらゆる危難を冒して進むのが眞の勇氣であり義勇である。

人生には生命よりも貴いもののあることを切實に我等に教ふるものは志士仁人の勇敢なる行爲である。生命の貴いことは更めていふまでもない。掛換のない生命であり再び棄つることのできぬ生命である。自然は人類に自己保存の本能を附與し以て小人凡夫の生命も偉人聖者の生命も等しくこれを保護させる。生けるものとしては生命ほど惜いものはなく生命を脅すものほど怖るべきものはない。しかも孟子をして生も亦我が欲する所なり義も亦我が欲する所なり、二者兼ねることを得べからずば生を捨てて義を取らんといはしめ、ソクラテースをして國法と眞理

日常の生活と
勇氣

の尊嚴の前に従容として毒杯を仰がしめたのは何故であるか。我が國史に燦然たる幾多の忠勇義烈の士が自ら進んでその身命を抛つたのは何故であるか。この生命を貴い生命たらしめる所以のより、尊いものがあるからである。この貴い生命を賭しても實現すべきより、貴い價值があるからである。古來勇士といへば直ちに將士を思はせるのは將士は戰場に於て最も怖るべき死に直面して、恐れず、惑はず、義を取つて生を捨つるからである。

しかし戦は戰場のみに限られない。道德的生活はやがて奮闘の生活である。耐忍と自制は絶えず内に向つて苦痛や欲情と戦ひ、勇氣は常に外に向つて艱難や障礙と戦はねばならぬ。そして人の恐れるのは砲烟彈雨のみでない。或は利益を失はんことを恐れ、或は非難を招かんことを恐れ、誤解を恐れ、嘲笑を恐れ、罰を恐れる。恐れることいよゝ多くして勇氣の必要ますゝ加つて

似而非勇氣

くる。眞實を語るにも勇氣を要し、意見を發表するにも勇氣を要し、官衙たると會社たると工場たるとを問はず、苟も生活のあるところ、實踐のあるところ、勇氣を要せざる所はない。

勇氣に似て非なるものがある。粗暴はその一つである。血氣にはやる暴虎憑河の勇もその一つである。憤怒の衝動に驅られて暴れ狂ふのも亦その一つである。しかし、道徳上最も損斥すべきは、卑劣な動機に驅られて勇者らしく振舞ふことである。怯者と目せられんことを恐れて強ひて長上に反抗したり、多數の人氣をあつめんがためにあるまじき鬭争の魁をしたりするのは、洵に卑むべきことである。

尙武の精神

畏くも明治天皇は陸海軍軍人に賜はつた勅諭に於て、夫武勇は我國にては古よりいと貴へる所なれは我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふましと宣はせられた。尙武の精神が我が國史

我が國體と尙武の精神

を一貫して獨自の光彩を放つてゐることは實に世界の一驚異である。大義の命ずるところ、死は鴻毛よりも輕しと覺悟し、あらゆる危難を排して進むのが尙武の精神である。例を過去の歴史に求むるまでもなく、今次の支那事變に際し、我が忠勇なる將兵が、或は江南の荒天を飛翔し、或は朔北の曠野を馳驅し、陸に、海に、空に堂堂として世界に示した神業にも比すべき壯烈なる行動こそは實に尙武の精神の輝かしい體現である。

然らばかゝる精神の湧き出づる淵源は何であるか。問ふまでもなく、それは尊嚴無比の我が國體である。従つて、尙武の精神は單り軍人のみに求めらるべきでない。銃後の國民が凡てこの精神に漲つてゐればこそ、敵前の將兵もその貴い使命を果し得るのである。我等は時と共にますくこの精神を發揚し、時艱の克服された後に於ても常に毅然として大義を四海に布き、以て我等日

本國民の崇高なる理想を實現する勇氣をもたねばならぬ。

第八課 進歩と恒常

進歩とは何

進歩とは何であるか。或は知識學術の進歩といひ、或は文運の進歩といひ、或は社會の進歩、時勢の進歩ともいふ。誰でも退歩を厭はず進歩を喜ばぬものはない。我等が學問し脩業するのも、人生のあらゆる方面に於て向上し進歩せんがために外ならぬ。進歩することのできるのは人間の特徴であり、人間社會の特徴である。進歩の價值は自明の事とせられ、何人もこれに對して疑を挿むものは殆どないといつてもよい。然らば進歩とは何であるか。進歩するには進歩するものがなくてはならぬ。従つていかに進歩しても、進歩するものは常に同一のものでなければならぬ。もしも時々刻々舊いものは全く消えて、時々刻々全く新しいもの

進歩と成長發
展

眞の進歩

が現れたゞ變化流轉があるだけで、何一つとしてしばらくも止まるものがなければ進歩のありやうはない。樹木の生長するのを見よ。年々歳々その繁りゆく姿形は異なつても、しかも依然として梅は梅、櫻は櫻、その花瓣の一つ一つに梅の香を漂はせ、櫻の色を匂はせてゐるではないか。されば、すべて成長するものは絶えず新しくなりつゝある舊いものであり、舊い生命が常に新しい形をとつて現れるのが取りも直さず成長である。常に變らずに一貫したところが保たれつゝ、しかも絶えず新しく變つてゆき、そしてその新しく變つてゆく一つ一つの段階に於て、全體の生命が發展されるのが成長の姿である。眞の進歩にはこの成長發展の姿が認められねばならぬ。

眞の進歩は人間に於てのみこれを見ることができる。人は自ら意識的に目的を立ててこれを実現せんがために活動し、その活

動が一步一步成就されるところに人としての成長があり、發展がある。目的を立てるのも自己であり、立てられた目的を達するのも自己である。目的を立てたときの自己と、これを達したときの自己との間に、成長發展があり、變化があつても、しかもその變化と成長發展とを貫いて同一なる自己の自覺がある。即ち人は變化のうちに變化しない眞自己を保持しつゝ、自覺的に發展するのであつて、これが即ち眞の進歩である。

恒常の意志・
精神

人生を正しく貴く生きんがためには、我等は自ら自己を支配する自制力と、困苦に挫けない耐忍力と、恐れず怯まず幾多の艱險と戦つてこれを克服する勇氣とをもたねばならぬ。しかし、こゝで何よりも大切なことは、まづ正しく貴い生活の理想を一意専心に追求して、決して他を顧みず他に動かされない鞏固にして不易な意志精神をもつことである。この精神があつて始めて我等の生

活は確乎たる中心を得て、萬行悉くこれに歸趨し、かくて始めて道徳上の進歩も發展もこれを望むことができるのである。これ即ち恒常の意志精神である。恒常は自己の信念と結んで、動かすべからざる主義・節操となり、夫婦の道・朋友の交情と結んで、終生渝らざる貞實・信義となり、君恩に對する感激と結んで、山はさけ海はあせなん世なりとも決して二心をもたぬ忠誠となつて現れてくる。いかなる事があつても決して二心をもたぬのは、たゞ大君に對する忠誠のみならず、貞實・信義・節操その他一切の諸徳に共通する特徴であり、やがて又どこまでも自己の眞面目を保持することであつて自己に忠實なる所以である。して見れば、恒常は自己の人格品性を成り立たしめる所以の支柱であるといはねばならぬ。この意志精神のないものは、いはば一貫した自己がないのであるから、信義もなく、節操もなく、常に外物に動かされて決心を

進取の氣象

輕躁・浮薄と
頑冥・固陋

易へ方針を變じ、轉々として變化するだけで、進歩も發展もこれに期待することはできない。

進歩に必要なるは進取の氣象である。進んで新しきものを取り容れる活動の精神である。これは恰も樹木が生長せんがために絶えずその周圍から成分を吸収することを必要とするのと異なるところはない。しかし苟も人たるものは進んで取るべきものを自ら自覺的に選擇しなければならぬ。これ理想を描き善惡を識別する能力を賦與された人間の神聖なる義務である。何等の定見も操守もなく、たゞ外部の刺激に動かさるるまゝに、新奇を求め流行を趁うて走るものは、自己を失つたいはゆる輕躁浮薄の徒であつて、かゝるものには變化があるばかりで進歩を見ることはできない。これに反して我見偏執の殻中に閉ぢこもり、あらゆる刺激を排除して時代の趨勢に面を背けるものはいはゆる頑冥

日本國民の態度

道德の特相

固陋の徒であつて精神的に化石したものだといはねばならぬ。かかる人間から進歩の望まれぬことはいふまでもない。それ故に恒常と進歩は理想實現の道德的生活の兩面と見るべきである。

我等日本國民は今や澎湃たる二十世紀の世界の大勢に圍繞せられ物質的にも思想的にも紛糾錯綜せる外來の刺激に包圍されてゐる。それ故に我等は常に我が國民の理想を高く標置し、日本國民の日本國民たる所以をどこまでも保持しつゝ、明かなる道德的自覺の下に此等の刺激を選擇し、すべての價值あるものを攝取し同化して、永遠に進歩し發展するやうに努力しなければならぬ。

第九課 本務の實踐と情緒情操の修練

人の爲すべきことには限りがない。一善を實踐すれば更に他の善が實現を迫り、一の本務を實行すれば更に他の本務が我等を

自發的に善を行へ

待つてゐる。そして我等の良心は嚴かに我等に善の實踐を求め、本務の實行を命令して一步も假借するところがない。道德的生活は實に嚴肅なる生活であり、人生はどこまでも眞面目でなければならぬ。克己節欲努力奮闘は人生の約束でありやがてまた道德の特相であるといつてもよい。

しかし、さればといつて我等は決して本務は一々いやな思ひをしなければ實行することのできぬもの、善は常に苦痛を忍ばなければ實踐することのできぬものといふやうに考へてはならぬ。借りたものを返すのは人の當然爲すべきことであり、友人に親切を盡すのは善いことである。そして我等は喜んで友人に親切を盡し、感謝の心をこめて借りたものを返すことができるではないか。良心の命令が人心の奥底より發する已むに已まれぬ要求であり、道德的生活が人の本性に率ふ生活である以上、人は喜んで善

情緒・情操の
高揚

を行ひ、爲すべきことを自發的に爲すことが可能でなければならぬ。もとより生活の全面にわたつて、心の欲する所に従つて矩を踰へないのは、修養の極致に達した聖人にして始めてできることである。けれども日常平生の生活に於て一々良心に鞭たれない限り、人は自己の爲すべきことを爲し得ないとすれば、一般に道德的生活は不可能なものとなるであらう。

アリストテレスは、眞の教育は人を幼少の頃から善いことに怡悦と快樂とを感じしめるやうに育てることであると考へた。我等が本務を行ひ善を實踐し、品性を磨き人格を向上させんがためには、意志を鍛練して欲望を制し、誘惑に抗する良習慣を造らねばならぬ。しかし我等は更に進んで、自己の爲すべきことを自發的に喜んで爲し得るやうに、貴く美しき情緒情操を養ふことが肝要である。中にも同情の如き情緒は社會生活の根本となり、社會

美的情操と宗教的情操

的諸徳の基調となるものであつて、これを涵養することのいかに大切であるかは我等が既に學んだところである。我等はまたその上に善きもの美しきものを愛好する道德的・美的・宗教的的情操を養ひ、趣味精神を高め、また深めることが、一般に道德的生活にとつて特に重要なことを忘れてはならぬ。

美的情操或は美感が多くの場合に於て善行を助成することは、我等が日常経験するところである。例へば身の廻りをきちんと整頓して萬事に秩序ある生活をするのは道德上善いことである。しかし秩序ある生活を実際に實現することに於ては、秩序に對する美感の鋭いものと鈍いものとの間に難易の差のあることは明かである。美を愛し醜を惡む情は善を嘉みし、惡を斥ける道德的情操と相俟つて本務の通路を滑かにし善行にいき／＼とした光彩を添へるばかりでなく、多くの場合に於て善い行はやがて美し

一般に高尚なる感情の涵養

い行であり、惡い行は同時に醜い行である。更に宗教的情操又は感情は、さながら生命の奥底より湧き出て他のもの／＼の感情情操を貫流して、これを淨め道德的生活に一段の力と深みと潤ひと崇^{りた}さとを與へるものといはねばならぬ。

一般に高尚なる感情の活動は低級なる感情の奔逸を防ぐことができる。何人も肉體的欲望や低劣なる感情をその動くがまゝに放任するときは、ために人格の根柢が撼かされるばかりでなく、生活そのものの基礎が危うされるであらう。さればといつて單に欲望や感情の抑壓を事とするのみでは却つて潑刺たる生命の源泉を枯渴させる虞れがある。それ故に我等は一面、明かなる自覺の下に一切の感情や欲望を統一して悉くこれを理想の實現に向はしめるやうに努めると同時に、他面、斷えず高尚なる感情情操に培ひ、その作用を十分に活潑ならしめるやうに工夫しなければ

ならぬ。さうすれば低級なる欲望や感情は、おとなく頭を下げてその埒内に止まるであらう。かゝる修養を積むことによつて人は自己の人格の内容をますます豊かならしめると共に、その品位をいやが上にも高からしめることができる。高雅な氣品とゆつたりとした態度と、秋霜の如き威嚴と春風の如き溫和とを併せ攝めるものはかゝる人格である。或は大きく或は小さく、徹くに應じて鳴り響くのはかゝる人格である。

高尚なる感情はいかにすれば涵養されるであらうか。斷えず自然と人生に於ける眞なるもの、善きもの、美しきもの、乃至尊きものに觸れて、我が魂をしていきくとこれらの價値に目醒めしめることである。或は山川を跋涉し、或は神社佛閣に詣で、或は音樂、繪畫彫刻等に意を注ぎ、或は聖賢の書や偉人の傳記や文豪の名著に心を潛めるなど、一として價値感を喚びます機縁とならぬも

高尚なる感情
を涵養する方
法

國民の氣品

のではない。けれども、かくの如きは、いはゞ特別の機縁たるに過ぎぬ。我等はまた朝夕父母に接し、兄弟姉妹と親み、或は朋友隣人と來往する日常生活のうちに、人生に於ける限りもなく美しく、貴きものに觸れることができるのである。いな、敬虔の心深きものは一木一草のうちにも神の姿をしのび、日日の見聞の底に、汲めど盡させぬ靈の泉を發見することができるであらう。

我等の祖先が自然を愛し、物のあはれを知り、何事にも清く美しきを尊び、節義と廉潔とを重んじ、その趣味情操の豊かにして高尚優雅であつたことは、史上に長く清香をとめてゐる。殊に敬神の醇風は民族性の奥深く浸潤せる我が國古來の美しき傳統である。我等は祖先より承けたこの美しく、貴い遺風をますます長養して、我が國民の氣品をいやが上にも高め、また淨めるやうに心掛けねばならぬ。

美の特色

第十課 藝術と道德

壯大なる景色や明媚なる風光を眺め、又は巨匠の手に成れる繪畫や彫刻に見入るときはたとひ詩人や藝術家でなくとも苟も心あるものは、自然と藝術の美にうたれて我れ知らず別天地に引入られ、新しい生命と新しい力が自分の身内に通つてゐるやうに感じさせられるであらう。人は眞に美しいものに接するとき、いはゞ自分が求めるともなく求め、惚れるともなく惚れてきたものに、はしなくも出會つたやうに感じ、打算を忘れ憂苦を忘れ我を忘れ、あわたとしい名利馳逐の現實の生活を離れて、縹渺たる理想の世界に神遊するの思ひがする。かやうにして人の魂を淨めまた高めるのは美の特色である。

美と藝術

いかに野蠻なる社會でも、苟も人生の脈搏つところ善惡の觀念

藝術の世界

と共に美醜の區別のないところはない。即ち美を感じ美を求め美に惚れるのは人の本性である。單にそれのみでない。人はその感じ求め惚れるところの美を表現せんとする本來の性情をもつてゐる。この表現の活動が即ち藝術であり、この活動によつて創作されたものが取りも直さず藝術品である。藝術は美的價値を創造する活動に外ならぬ。

詩歌・音樂等の音律的藝術はいふまでもなく繪畫彫刻等の造形藝術にしても苟も藝術たる限りそれは決して自然や人生に於ける現實をありのままに寫し出すのではない。自然と人生の内奥に潜んでゐる貴いものに觸れて、現實を純化し理想化してこれを表現するのが藝術の本質である。いな、いはゆる自然の美も人間の貴い精神の活動をはなれて獨立に存在しないばかりでなく、これを觀る心の高卑深淺によつてそれ／＼に異なつた姿を現すの

である。いはゆる自覺の鏡は單に映る鏡でなく、能く映し出し描き出す鏡である。それ故に藝術の世界は藝術によつて創造された別天地であるといはねばならぬ。

表現の能力と
人格

かやうな獨特の美的價値を創り出すために、藝術家はすぐれた表現の能力をもたねばならぬことはいふまでもない。けれどもそれと同時にすぐれた人格をもたねばならぬ。藝術は單なる寫眞術でなく、つまりは人格の深みから産まれいづるものであるからである。いはゆる趣味は人格の從つて個性の内奥に深くその根をおろしてゐる。昔、郷義弘は當代第一の刀鍛冶を以て自ら任じてゐた。しかるに一度び正宗を相州に訪ひ、その魂も刀に乗りうつるかと思はれる丹誠をこめて槌を揮ふ態度の、かうくしきまでに嚴肅なのを見て、これまで腕だけで刀が打てるものと心得てゐた自分のあさましさを愧ぢ、今更のやうに心の修業を思ひ立

美の觀照と人
格の修養

ち正宗の弟子になつたと傳へられてゐる。まして高尚な藝術品は腕だけでほてきない。いかに手先は器用であつても、その心掛、性格が俗惡で趣味の源泉が濁つてゐては、何人も立派な藝術を産み出して眞の美を現すことはできぬであらう。

人格の根柢に培つて趣味を高めまた深めることは、單に美を觀照するためにも必須の條件であることはいふまでもない。劣惡な人格を有するものはその趣味もまた劣惡であり、逆に低劣なる趣味は低劣なる感情に媚びて人格を惡化させる。俗惡なる藝術が青少年の趣味を低下せしめ、延いては社會公衆を墮落に導く誘因となることは、我等がしばしば目撃するところである。醇眞な藝術でも、これを觀照し鑑賞するものの態度によつては却つて弊害を伴ふことがある。何人もつゝ、ましい態度を以て、偉大なる詩人や藝術家の作品に接して俗情を洗ひ心魂を淨めるのは、もとよ

藝術と人生

りその趣味を高め人格を向上させる所以であることは更めていふまでもない。しかるに世には動もすれば眞摯なる態度を缺き、かゝる偉人が辿り來つた苦心慘憺の痕は顧みないでたゞ感情の潮に乗り空想の翼に搏つて、一氣直ちに大詩人大藝術家の心境に味到したかのやうに夢想し、ために却つて修養を怠り堅實なる人格的生活の根柢を失つて墮落するものがある。戒むべきことといはねばならぬ。

して見れば美的要求は深く人生の奥底に根ざしてゐるとはいつても、それは決して人生全體の要求を蔽ふものではない。人は藝術のみに活きることはできない。藝術のみに活きようとするものは、人生そのものに見棄てられて終に藝術をも失ふであらう。「藝術のための藝術」といふのは、藝術は單に衣食や名利の方便でなくして、それ自體に獨特の價值をもつてゐるといふ意味に過ぎな

い。しかも、それはどこまでも人生に芽ばえ人生を美しくするための藝術でなければならぬ。人生には美的價値の外にさまざまの貴い價値がある。これら一切の價値は人生全體の要求によつて統一されなければならぬ。そして、人生全體の要求を代表するものは道德の要求であり、善の理想である。

美しい藝術は善い人生に榮え、善い人生からその貴い靈の泉を汲みとるのである。美の根柢には善がなければならぬ。

第十一課 公正と仁愛

公正と仁愛は
共存共榮の二
大原理

いかなる徳もはた本務も社會的意義をもたぬものはない。例へば節制の如きは單に自分だけに關することのやうに思はれ易いけれども、自分の不節制な生活は延いて家族を始め社會に迷惑をかける。我等が或は健康と節制に注意し、或は勤勉努力し、或は

家族生活に於ける公正と仁愛の精神

質素儉約を守り、かくして社會の一員としての缺くべからざる自分を大切にするのは、やがて社會を大切にする所以である。かやうにすべての徳または本務は悉く社會的意義をもつてゐるのであるが、就中公正と仁愛はその本質上始めからして社會的であつて、社會生活の完うされんがために人々が必ず備へねばならぬ徳であり、また行はねばならぬ本務である。従つて公正と仁愛は共存共榮の二大原理であるといはねばならぬ。

我等は日々の家族生活のうちに公正と仁愛の精神を體驗することができ、親は子供の幸福のうちに自分の幸福を見出し、家族の繁榮に於て自分の繁榮を感じる。子供はそれ〴〵に親の心を我が心とし、兄弟姉妹は互に互の生命を宿し合つて苦樂を共にし、悲喜を一にする。かやうに自他の幸福を同一視し、自他を同一視し、自分の生命のうちに社會の生命を見出すのは仁愛の精神である。

公正と平等と權利・義務

ある。しかし、さればといつて、親は決して子供を私し、家族の幸福を私するのではない。子供がそれ〴〵に立派な人となつてその人格を實現することを希ふのである。兄弟姉妹互に相愛しつゝ、互に敬し合ひ、共に同じ一つの眞心に溶け合ひつゝ、決して自他の獨立を侵さない。かやうに一面に於て同一視されつゝ、尚ほその間に自他の界を分ち、同じ社會のうちに共同の生活を生きつゝ、互に獨特の人格を認めてゆくのが公正の精神である。

して見れば、公正は廣く社會生活に於てすべての人がその人格を認められ、人格者として取り扱はれんことを要求するものといはねばならぬ。蓋し人々の間には境遇地位賢愚能不能等の差別があるにしても、かけ換のない人格として、それ〴〵他人に托することのできない自己獨特の本務本分を有つてゐる點に於ては萬人平等であるからである。しかるに人がその獨特の本務本分を

盡して自己の人格を實現せんがためには、何人にとつてもなくてはならぬものがある。生命財産自由等は、その主なるものである。苟も自他の人格の尊重されんがためには、これらのものもまた尊重されねばならぬことはいふまでもない。これらのものの尊重されることは、他人に對しては自分の義務であり、自分にとつては自分の權利である。國家が國法によつて國民の權利義務を規定するものも、この規定に違反するものに相當の制裁を加ふるのも、つまりすべての人を人格者として取り扱ふ公正正義の觀念に基づくものである。

しかし、すべての人は同様に人格を有するとはいつても、その間には親子男女老幼等の別があり、また各人それ／＼に體質才能職業地位等を異にしてゐる。それ故に公正は更に進んで各人がこれらの異別に應じて相當に取り扱はれんことを要求する。例へ

公正と相當

國法と權利の
擁護

ば人々がその才能や勤惰や能率等に應じて、何等かの形に於てそれそれ相當に酬いられることは公正の要求するところである。資本家と勞働者の間にそれ／＼相當なる分配の行はれることは公正の要求するところである。發見や發明やその他の社會上の功績を樹てた人々に對して、それ／＼相當なる名譽と尊敬の捧げられることも公正の要求するところである。たと、相當がいかなる點にあるかを精確に決定するのは甚だしく困難であるけれども、要するに各自私利私欲を制して社會の公共善と人格の價值とを尊重することは、人々をして、その判斷に於ても實行に於ても公正正義の要求に接近せしめる所以の道である。

國法が國民の權利を擁護するのはやがて國家の秩序を維持する所以であり、國家の秩序の維持されるのは取りも直さず國民がおの／＼その堵に安んじて自己の本務本分を盡し、獨特の人格を

權利の主張と
仁愛の要求

實現し得る所以である。従つて何人も他人の權利を侵害すまじきことはいふまでもないが、故なくして自己の權利の侵害されるのを黙視するのも公正の要求に反する。蓋し、自己は社會の缺くべからざる一員として、自己獨特の使命を有する人格であるから、自己の權利の侵害されるのを黙視するのは、自己の人格に對する本務を怠ることとなるばかりでなく、さうすることに於て國家社會の安寧秩序の紊されるのを黙視することとなつて、國家社會に對する本務を怠ることとなる場合もあるからである。

然らば我等は公正の要求であるからといつて、いかなる場合に於ても自己の權利を主張すべきであらうか。さうでない。固より事の重大なる場合又は直ちに社會公共の安寧秩序に觸れるやうな場合は別であるが、事の大小に關らず常に權利を楯に取つてどこまでも抗爭の態度に出づるのは、却つて公正の目的を傷ふ所

社會的公正と
仁愛

以である。これに反して廣い同情の心と寛大なる精神が惡意を滅し、加害者を悔悟せしめることによつて、公正の目的を達する場合が少くない。そしてこれは仁愛の要求する所である。

文化の發達に伴ひ、人類がその限りなき惠澤に浴すると同時に、他の半面に於ては社會上經濟上の急激なる變動のために、却つて生存競争場裡に於ける落伍者となり、失業貧窮病弱等に苦むものもあり、従つてまたかゝる不幸なる事情の下に人となつて社會の暗黒面をさまよひ、生涯麗かなる人生の光を仰ぎ見ることできぬものも少くない。これは明かに社會の缺陷である。これらの不幸なる同胞に對して、でき得る限り保護救済の方法を講ずると共に、更に進んで根本的にかゝる缺陷を除いて社會を改善し、舉國一體共存共榮を完うすることに努力するのは社會全體の共同の責任である。國家が各種の社會事業や教化事業等にその力を注

國際正義と人類愛

ぐのは、實にこの目的を達して社會的公正の要求を實現せんがために外ならぬ。しかもかかる要求を各人の胸奥に喚び起さしめて、これに實現の力を與ふるものは取りも直さず仁愛である。我が皇室が毎年多額の御内帑を下賜せられて、これらの社會公共の事業を獎勵せさせたまふのは洵に畏き極みである。

公正正義は人類の共同生活の基底をなすのであるから、國內ばかりでなく、國際間にも當然行はれねばならぬ。不義不正が國際間に横行しては各國家の安寧と人類の福祉は到底望み得べくもない。國際的協力によつて國際正義を保持するのが國際聯盟の目的とする所ではあるが、不幸にも理想と現實との間になほ著しき距離がある。我等日本國民は、愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜股力念トスル所ナリとの聖旨を畏み、人類愛の精神に即して國際正義を確立するの覺悟がなくてはならぬ。

第十二課 國法と道德

種々の規範と國法

人は社會生活を完うせんがために、道德を始めいろ／＼な規範を遵守せねばならぬ。各種の團體を律する規則や慣習やいはゆる良風美俗等はすべて一種の規範であるが、中にも國法は國家が認めて必ず遵守すべしとする國家社會的生活の規範である。一般に法律は權利の觀念と離るべからざるものであつて、その中心とするところは公正の觀念である。

しかるに公正は社會生活の基底であり、根本條件ではあるが、人が眞にその本性を發現し、社會生活の理想を實現せんがためには、克己忍耐勇氣等を始め謙遜禮讓親切仁愛敬虔等が必要とされる。もとよりこれらの徳又は本務は公正の要求が實現されるためにも缺くべからざるものであるが、しかもそれ／＼に獨特の意

法律の範圍と道德の範圍

何故に兩者は
範圍を異にす
るか

義と價值とをもつてゐる。道德的生活は單に公正のみでなく、これらのすべてを掩ふものであつて、この意味に於て道德の範圍は法律の範圍よりも遙かに廣いといへる。法律は道德のやうに人に向つて特に「忍耐せよ」「謙遜なれ」「寛大なれ」「敬虔なれ」といふやうなことを命じない。蓋し道德は人が當にあるべき理想を掲げ、これに向つて向上すべきを命じ、法律は主としてこれに違反すれば國家社會の秩序を紊り、共同生活の根柢を傷むるが如き公正の規範を掲げるのを眼目とするからである。従つて道德上より見て洵に擯斥すべき行爲が法律上の罪に問はれないことは珍しくない。これ法律が道德の最低限度とも見られる所以である。

しかし、罪に問はないからといつて法律がかゝる行爲を積極的に許してゐるやうに考へるのは誤りである。思ふにいかなる規範も規範たる以上、内的外的の別こそあれ、すべて強制的性質をも

内面的生活と
法律

つてゐるのであるが、法律の規範は一般に公權力による強制制裁の力を帯びるのをその特色とする。然るに若しも法律が外部から一々道德的行爲を強制するとしたら、かゝる法律はいはゆる苛法となつて、聖人ならぬ人を悉く法の違反者たらしめ、人を活かすための法は却つて人を殺すこととなるであらう。蓋し聖者の外に、道德上より見て完全なる人はいないからである。それ故に法律の命令し禁止する所が、たとひ道德の最低限度であるにしても、その眼目とする所は寧ろ人々が自ら進んで道德を行ひ、人格の理想を實現することに努力し、よしや道德上の過を犯しても、できる限り自ら過を改めて善に遷り得るやうに、その現實の人格を擁護するにあるといはねばならぬ。兩者が互にその範圍と役割を異にする所に、却つて精神の完全なる一致を見出すのである。

これと同様に法律が主として外部に現れた行爲を取扱ふのを

見て、直ちに法律が人の内面的生活や動機を輕んずるやうに思ふのもまた誤りである。由來人の内面的生活は各人が自らこれを律するの外に道はない。そして動機や目的の觀念は、外に現れて始めて明白な客觀的事實となつて社會公共の生活に影響を及ぼすやうになるのであるから、社會國家の客觀的秩序を重視し、國民の現實の人格の權利を保障する國法が、主として先づ外部に現れた行爲に眼を注ぎ、輕々しくその内面的精神的生活に立ち入らないのは當然である。殊に人の内面の世界に屬することを妄りに外部から推斷しては、取り返しのつかぬ過誤に陥る虞れがあるからである。輕んずるのではない、重んずるが故に容易に觸れないのである。それ故に人は外部の行爲さへ合法的であれば、心の中ではどんな惡念を抱いても惡事をたくらんでも善いといふことを、國法が是認してゐるかのやうに思ふのは、全く國法の精神を解

法律の機核的
一様性と道德

せざるものといはねばならぬ。

して見れば、單に形式的に法律に従つただけでは、道德全體の要求はおろか、公正の要求すらも十分にはこれを充たすことはできぬ。もとより軌近の進歩した法律は、單に國家の安寧秩序を維持するといふに止まらず、積極的に國民民福を増進する行爲をも規定するやうになつてきてゐることは事實である。しかし法律はいかに完備し、いかに精微を極めたとしても、國家社會の立場から一般的な條規を定めるのであるから、一人々々個性をもつて生きて動いてゐる人間の、あらゆる場合に應ずる萬殊の動作を規定することのできないのは明かである。またさうすることはその本旨でもない。であるから人々はそれ／＼その地位境遇に應じて、個々一々の場合に臨んでは自ら自分の良心に訴へて正邪善惡を分ち、公正の要求を従つてまた道德の理想を實現するやうに行動

權利・義務と
道德的本務

しなければならぬ。これ實に人をして道德的實在者たらしめる所以である。何といつても法律は人々の遵守すべき規範を成文として掲げるのを原則とするために、おのづから固定的機械的一様性を帯びるのは已むを得ないことである。けれども、そのために他の一面に於て、人々をして國家的生活上一般に踏み超えてならぬ行爲の限界を知らしめ、その限界内に於て安んじて業を営ましめると同時に、各人に自律的に道德を行ふ領域を十分に與へるものといはねばならぬ。

法律はまた常に國家社會の立場から人々の相互の關係を規定するため、權利と義務を相對立し、權利のあるところ必ず義務があり、義務のあるところ必ず權利がある。しかるに道德はその本質上社會的であるにしても、常に道德を行ふ當人の立場に於て當人の爲すべき本務を命ずるのである。例へば、親切なれといふ道

國法の内面化
と遵法の精神

徳上の命令には、他人に對して自分が親切を盡すべき本務が示されるのみで、自分が他人から親切を要求する權利は含まれてゐない。これは、道德をして法律と異ならしめる所以の主たる特徴の一である。勿論、人がその權利を主張するのは道德上必ず避くべきことであるといふのではない。人は時として一身の利便を犠牲にしても、堂々と權利を主張すべき場合がある。たゞ、道德上よりいふときは、さうすることが、その場合に於けるその人の當然の本務となるのである。

國法は國民が心からしてこれを尊重し遵守することによつて、その意義精神を完うすることができる。人が自から國法に従はねばならぬと思ふとき、國法はもはや單なる外的權威でなく同時に我が内界の權威となり、いはゞ國法が心のうちに住むやうになるのである。であるからその命令に従ふことはやがて我が良心

法律の改善と
國民道德

の命令に従ふこととなり、國法に反くことは我が良心の許さぬこととなる。これソクラテースが身を以て國法に殉じた所以であり、良心の麻痺せるものが免れて恥なき所以である。けれども、國家社會は國法によつて安寧秩序を維持せられつゝ、絶えず進歩發展する。従つて國法は時代の進運につれて次第に改善されねばならぬ。改善するには一定の手續を要することは勿論であるが、改善を指導する原理はつまり國民の道德意識であり、國家の道德的理想である。して見れば國法が遵守されるにも改善されるにも、先だつものは國民の道德的生活の向上發展であるといはねばならぬ。

我等は我が美しき國民道德の深遠なる意義を時と共に發展させることによつて、我が國法をしますゝその光輝を放たしめるやうに努力すべきである。

第十三課 立憲自治の精神

立憲政治の特
色

立憲政治は普通に統治權が活動するに當つて、行政司法立法の三作用が分立して互に相侵することがなく、且つ廣く國民をして國政に參與せしめる政治であるとされる。が立憲政治の立憲政治たる所以は寧ろ主として國民が參政權を有することにかゝつてあるといつても過言でない。

しからば立憲政治の目的は何であるか。公正の精神を國家の上に體現し、國民をしてそれ／＼その堵に安んじて生を遂げつゝ、天賦の性能に應じて道德的文化的理想を實現せしめることである。言ひ換へれば國家國民をして眞に法治的文化的たらしめることによつて、その獨特の貴い使命を實現せしめることが立憲政治の理想でなければならぬ。國民が國政に參與するのは取りも

立憲政治の目
的

直さず國民各自がこの大理想の實現に参加することである。であるから参政權は憲法によつて國民に與へられたる權利たると同時に、國民に課せられた重大なる責任であるといはねばならぬ。責任を擔ひ得るのは人格の人格たる所以であり、そしてその責任の重いほど人格の重んぜられる所以である。畏くも明治天皇は我が帝國憲法上諭に於て

朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈愛シタマヒシ所ノ臣民ナルコトヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ

と仰せられた。我等はこの聖諭のうちに、我が帝國憲法の由來、並びにその制定の貴い精神と目的とを窺ひ奉ることができらう。

立憲自治の精神

それ故に立憲國民たるものは、まづ其の責任の重大なることを自覺し、自ら進んでこの重大なる責任を擔ふの精神と覺悟がなくてはならぬ。國政に參與し得る國民は、いはゞ各自の生命のうちに國家の生命をやどし、また互に自餘一切の生命をやどし合つてゐるのである。して見れば國家の事を我が事として、各自その分に應じて國家を擔つて立つのは、立憲國民たるものの神聖なる本務でなければならぬ。國家を興すも亡すも、その品位を高からしむるも卑からしむるも、國民各自の責任に外ならぬことを制度の上に現したのが、立憲政治の立憲政治たる所以ではないか。この責任を明かに自覺し、この自覺の下に自律的に國家公共のために盡さんとする精神が、取りも直さず立憲自治の精神である。立憲政治は必然的に、この精神に基づいて心誠に國ヲ愛シ公ニ殉ヒ立憲國民としての本務本分を遂行し得る國民の自治的能力を豫想

自治と自由と
憲法の精神

する。されば畏くも明治天皇は更に憲法發布勅語に於て臣民が「此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルゴトヲ疑ハサルナリ」と宣はせられた。我等日本帝國の臣民たるものは聖旨の優渥なるこの御言葉に感激します。發憤興起して我が憲政の美果を收むることに努力しなければならぬ。

自治に缺くべからざるものは自由である。これ即ち憲法が國民の自由を保障する所以である。今かりにいはゆる自由が肆意放恣を意味するとしたら、そして憲法がかかる自由を保障するとしたら、國家の秩序はために忽ち紊亂せられ、法あつて法なきと同じ結果に陥るであらう。従つて憲法の保障する自由はすべての國民が同様に秩序と平和の裡に共同の生活を営み得るが如き自由でなければならぬ。即ち制限された自由でなければならぬ。しかしまた事毎に公權力の強制制裁に俟たなければ、人々の肆意

公共心と立憲
自治の精神

放恣は到底制限することのできぬものとしたら、かかる場合に於てもまた法あつて法なきに等しい結果を招くに終るであらう。それ故に人は自ら自己の肆意放恣を制限し、自ら進んで國法を遵守しなければならぬ。こゝに道德的自由があり、自制があり、自律がある。要するに自治は國民が自律的に國法を遵守するが上に、更に進んで國法によつて保障された自由を、公共善のために用ふる能力と精神とを有することを豫想するものといはなければならぬ。

こゝに於て我等は公共心が自治にとつていかに大切であるかを知ることが出来る。公共心とは我等が既に學んだやうに、自分自身であると同時に團體の一員であるといふ自覺に伴はれる心である。團體の事を我が事のやうに考へると同時に、自分を單に自分のものとして私しない心である。この心があつて人は始

社會連帶の責任と公民

めて自律的に團體の法則を遵守しつゝ、更に進んで公共善のために自己の本務本分を盡すところの責任ある人格者たることのできるのである。それ故に立憲自治の精神とは人々が同じ國憲國法の下にあつて、互に自他の人格を尊重し、そして一人々々國家社會に對する共同の責任、連帶の責任を自覺して、自律的に社會公共の安寧福祉に應分の寄與をする精神であるといはねばならぬ。立憲政治が時として、公民自治の政治とも呼ばれるのはこれがためである。

しかるに、立憲自治の公民として我等が俱々に責任を擔はねばならぬ人々は、單り家族や親戚や僚友隣保等に限られない。殊に都市に住むものにとつては、見も知らず名も聞かぬ他人、知る人の極めて稀れなる公衆、あまたしい人生の旅路に於て、互にすれ違つても顧ることもなき街頭の客路傍の人、これらもすべて自分と

慎獨の至誠と愛國の純情

同様に公民である。そして我等が公民として奉仕せねばならぬ社會は、これらの人々を含んで、經濟的に社會的に將た政治的にさまざまな複雑なる關係から成り立つところの全體としての社會である。我等は實に我等の職業を通して、働きぶりを通して、我等の意見や感想を通して、日々の交通衛生消費等を通して、これらの人々及び全體としての社會と密接に交渉しつゝ、共同の生活を營んでゐるのである。であるから我等はよくかゝる共同生活の道理を辨へて、大に公共心を發揮し、社會連帶の責任に目ざめ互に協同しつゝ獨立を保ち、獨立を保ちつゝ、互に協同し、かくして立憲自治の目的を達するやうに心掛けねばならぬ。

しからば我等をして常に公共心を支持し、且つ社會連帶の責任を果さしめる力となるものは何であるか。一は愛國の純情であり、一は慎獨の至誠である。慎獨の至誠を有するものは、自分が知

る知らぬに拘らず、すべての人格を尊重し、そして、忠實に自己の責任を果たし、本務を盡すために、他人の知る知らぬは拘はるところでない。愛國の純情を有するものは、光榮ある我が皇國をして獨特の立憲國としての貴い使命を實現させて、いやが上にも光榮あらしめることを我が事のやうに考へずにはゐられない。そして、慎獨の至誠と愛國の純情とを貫いて流れるものは天皇の統治に對する敬虔の心である。

第十四課 臣民翼賛の道

參政權の内容

參政權とは法律命令の定むる資格に應じて、階級や門地の區別なく、均しく文武官に任ぜられ、その他の公務に就き得る臣民の權利である。が、中にも普く一般臣民にとつて最も大切な意義を有するのは立法の作用に參與し得る權利である。具體的にいへ

法治政治と國民の基本的權利

ば衆議院議員の選舉權及び被選舉權である。

立憲政治はいふまでもなく法律の下に行はれる法治政治である。しからばその法律はいかにして制定されるか。法律の制定には帝國議會の協賛を経るを必要とし、そして國民の公選による國民の代表者を議會の議員として立法に參與せしめるのが立憲政治の特徴である。議會はまた豫算を審議し、政府の政治行政をも監督する重要な機關である。であるから、國民は選舉によつて原理上すべて國政に參與することができるのであつて、かくて始めて臣民翼賛の道が如實に臣民一般の上に廣められ、「公議」「公論」に基づくところの政治が行はれることとなるのである。帝國議會の議員として立法に參與する權利及び國民の代表者として議員を選出する權利が、國民參政の基本的權利であることは、これによつておのづから明白である。

選舉權と代議士及び選挙民の責任

しかしこの基本的権利の裡には重大なる責任がひそんでゐる。凡そ選まれて代議士たるものは、自分が國民の公選による國民の代表者たることを明かに自覺し、眞に國民の期待に副ひ、國民参政の實を挙げ得るやうに努力し、決して一身の利害や一地方一團體の利害のために自己を私すべきでない。また選挙民は選挙の重大なる意義を理解し、これを以て権利たると同時に立憲國民にとつての最も大切な公務又は義務と考へ、公明正大なる心を以て忠實に選挙權を行使すべきである。故なくして棄權したり、甚だしきはこれを濫用したりするのは、全く國家の信任を裏切るものといはねばならぬ。選挙民はいはばその握れる一票を以て、直ちに國家の貴い生命に觸れ、天皇の大御心に答へ奉るのである。従つて政黨をして眞にその使命を完うさせるのも、政界をして常に正義の支配する所とならしめるのも、國民全體が擔ふべき重大な

輿論

る義務であつて、單りこれを代議士や政治家のみに求むべきでない。我等は施政の良否はやがて國民たり公民たるものの責任であることを忘れてはならぬ。地方自治體に就いていふも、その根本の精神に於ては異なるところはない。

立憲政治はまたしばしば輿論の政治といはれる。輿論が國民の眞實の聲たる限り、立憲國の政治がこれを尊重し、これに影響せられるは當然である。しかし實際上の事實としては、輿論と稱せられるもののうちには、社會的良心の判斷とも國民的理想の反映とも見らるべき健全なるものと、單に一時の風潮に驅られて或は過激に馳せ或は極端に流れた跛險なるものがある。輿論を健全ならしめんがためには、まづ國民の道德的政治的思想が健全でなければならぬ。それ故に我等は平素社會上政治上の問題とてきごとに就いて、奇矯なる言説や爲めにするところの宣傳に惑は

されず常に公正にして誤らざる判断を下し得るやうに、確乎たる識見と健全なる思想を養ふことに力を盡さねばならぬ。斷えず時代の推移と社會の趨勢に眼を注ぐと同時に、我が國體の本質と國民道德の理想に照らして、輿論を常に正しき方向に導くことに心を用ゐるのは、苟も教養あり識見あるものの大切な本務である。

兵役と納税

國家に保護せられて國政に參與する權利を有する帝國臣民は、國家に對して兵役及び納税の二大義務を負はしめられる。苟も國家が國家の名に價ひせんがためには、完全にその自主獨立を確保せねばならぬ。自主獨立が確保されんがためには、内に安寧秩序が維持されるばかりでなく、外に向つてその自主獨立が防衛されねばならぬ。自主獨立を全うする國家にして始めて自己の使命を完うすると同時に、世界の平和と正義のために他の國家と協

同し、人類の幸福にも貢獻することができる。これ即ち國防の大切なる所以、軍備の已むを得ざる所以である。そして防禦さるべき國家が我等の國家たる以上、我等自ら身を挺して護國の大任にあたるのは當然ではないか。これ即ち國民皆兵の制度の行はれる所以である。國家はまた國家國民の安寧幸福を増進し、あらゆる方面にわたつて、その向上發展を圖らんがために、各種の國家機關をはたらかし、諸般の經營施設をなさねばならぬ。そのためには多端なる費用を要する。一人々々その持場に據つて國家を擔つて立つところの國民が、それ／＼その力に應じて國費を分擔するのはこれまた當然である。選舉が國民の權利たると同時に、その重大なる義務として考へられねばならぬやうに、兵役及び納税はその重大なる義務たると同時に、國民が責任ある人格者として始めて享有することのできる權利でもあるといはなければなら

立憲自治の精神と臣民翼賛の道

ぬ。

立憲自治の精神を養はんがために、日本國民が牢記すべきは我が帝國憲法は、他國に見るが如く、君民相争ひ流血の慘事を経て始めて成立したやうな民定憲法や協定憲法とは全くその撰を異にし、萬民歡呼の裡に發布された純眞なる欽定憲法であるといふことである。普通に立憲政治は民意による政治といはれる。しかも我が國に於てはいはゆる民意は他の諸國に於けるが如くに君意に對立して君意を制限するものでなく、民の心を心として御代しろしめし、八洲民生の慶福を増進し、臣民の懿德良能ヲ發達セシムムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ませたまふ大御心のうちに包容されるのである。それ故に天皇の大御心に副ひ奉ることを外にしては、立憲自治の精神はその意味をなさない。これ實に我が欽定憲法の世界に類な

我が國民道德の特色

き所以である。帝國憲法の制定は、固より明治天皇の聖德大業に歸し奉るべきであるが、その基くところは、皇祖の神勅のまに、萬世一系の天皇の統治の下に、上下感孚シ君民體ヲ一ニしつゝ永遠に發展して已まざる我が大日本帝國の本質そのものであつて、畏くも明治天皇は、世局ノ進運ニ膺リ、皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ、皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述せさせたまうたのに外ならぬのである。我等日本帝國の臣民たるものは我が國が、かゝる尊嚴無比なる國體に基づくところの世界獨特の立憲國であることに深く思ひを致たして、常に大御心に感激し、各自その分に應じて天業恢弘の皇謨を翼賛し奉らねばならぬ。君に忠なる道と、親に孝なる道と、國を愛する道と、自ら治める道と、相一致してその間に何等の扞格するところのないのが我が國民道德の特色である。

應化作用と同
化作用

第十五課 同化と應化

いかなる生物もその生命を持続せんがためにはその環境に順應しなければならぬ。環境に順應するとは自己を環境に適せしめることであつて、取りも直さず自己の環境化即ち應化作用を営むことである。しかし、これと同時にすべての生物はその食とするところを環境に取り、これを消化して自體を作れる物質と同一のものとするによつて始めて生存することができるのであつて、これ即ち同化作用である。それ故にすべての生物は、その生存する限り應化すると同時に同化し、同化すると同時に應化するものといふことができる。

しかし、この二つの作用はこれを全然切り離して考へることはできない。地位をかへて見れば應化はやがて同化となり、同化即

兩作用の關係

人に於ける順
作用

ち應化となる。蓋し、すべての生物は自己を環境に順應せしめることによつて、環境を自己に適合せしめつゝありと見られるからである。熱帯の植物は熱帯の土地氣候に應化して熱帯化しつゝあるのはいふまでもないが、これと同時に熱帯に於ける土壤や空氣より、成分を吸収してこれを同化し、自體化しつゝあるのである。人に於ては尙更さうである。寒暑に應じて被服を調節するのは自己を氣候に順應せしめる所以であるが、しかも又かやうに被服を調節することによつて氣候を自己に適合せしめる所以である。それ故にこの兩作用は同じ生存發展の過程の兩面に外ならぬと見ることができらるであらう。

人の環境は自然的物質的社會的精神的の諸方面にわたり、これらの諸方面が互に錯綜してゐるばかりでなく、人は他の生物と異なつて、自ら目的を立て手段を選択し、善惡を區別し、價值を見分け

て行動する自覺的存在であるから、人と環境との關係交渉は非常に複雑微妙を極めてゐる。しかし苟も人が生存し發展する限り、この兩作用が絶えず營まれつゝあることはいふまでもない。我等を圍繞する山川風物、我等の家庭學校、交友親戚、大小の社會、時代から影響感化を受けつゝ生活し學問し修業するのは取りも直さず環境に應化することを求めつゝあるのである。しかも、我等が意識的にこれらの感化影響を取り容れ、學問や教育を我がものとして自己の生活を形成しつゝ進歩發展するのは、やがて環境を自己に同化する所以ではないか。

しかし人は自覺的存在であるから、一口に環境といつても、それは決して人の心のはたらき精神の活動を離れて固定した獨立の意義を有するものではない。同じ自然界でも野蠻人に對するそ

人に對する環
境の意義

環境の道德化

れと文化人に對するそれとは、全然異なつた環境として現れ、畫家に對する色彩の世界は常人に對するそれよりも遙かに廣大にしてまた微妙である。従つてたとひそれ自體では同じ環境のやうに思はれるものでも、これに對する人々の個性が異なり、教養が異なり、心のもちやうが異なるに應じて、それ〴〵に異なる相を呈して、異なる環境となつて各人に現れるのは寧ろ當然といはねばならぬ。孔子は「一簞の食、一瓢の飲、陋巷にあり、人はその憂に堪へず、回やその樂を改めず」といつた。そして同じ難境でも甲にとつては失望の原因となり、乙にとつては發憤の機會となることは、我等がしばしば目撃するところである。

單に生きるといふことは人にとつての凡てではない。人は自覺的道德的存在として、人格の理想を實現すべき崇高なる使命をもつてゐる。従つて等しく同化應化の作用といつても、人にあつ

ては生物のそれとは著しくその意義内容を異にするのは當然である。それ故に我等は常に明かなる道德的自覺を以て環境に處し、善惡を辨へ、價値を見分けてその影響を取捨し、またでき得る限り、環境のかくれたる價値を發揮させてこれを悉く修養の機會に供し、人格の向上、個性の發展に資するやうに努めなければならぬ。かやうにすることによつて我等は環境に應化しつゝ、却つて環境を道德化することができ、明確なる道德的自覺を有するものにとつては、すべての應化は悉く同化であり、道德化である。

苟も文運の隆昌を極めたる現代に生まれながら、學業を勵み、教養を積んで、内に潛める人格の價値を磨き出すことに力を用ゐず、たゞ一身の安逸を貪つて長生することを以て能事終れりとする徒輩は、たとひその身體は食物を攝取して同化作用を營むにしても、社會的精神的には死滅せるものであつて、その生活は禽獸のそ

現代に處する
我等國民の心
掛

れと選ぶところはない。これに反して何等の明確なる道德的自覺もなく、徒に世の風潮に漂はされて附和雷同を事とするものは、單り人間のみに賦與された靈妙なる價値眼を閉ぢ、貴い選擇の自由を惡用して自己を破滅に導くものである。

畏くも明治天皇は五ヶ條の御誓文中に「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」と宣はせられた。我等は常に我が國民道德の理想を高く捧持しつゝ、廣く世界の文化に眼を注ぎ、その價値を見分けてこれを攝取します。我が國獨特の文化を發展させることに努めねばならぬ。

第十六課 自然と文化

「雲は無心にして岫を出で鳥は飛ぶことに倦んで歸ることを知る。」これは人口に膾炙する陶淵明の句である。雲が岫を出るの

文化活動

も鳥がその巢に歸るのも自然であり、無心にして自然に従ふだけである。春陽に野花の咲き誇るのも、寒天に狗兒の戯れるのも、將た嬰兒が母の懷に乳房を探ぐるのもすべて自然であり、自然にしてしかるのである。山は自然に峙ち、水は自然に流れる。しかるに自覺を有する人は或は種を播いて實を結ばしめ、或は鑛を精煉して眞金とし、或は峙つ山と流れる水に天地自然の美を觀じ、更にこれを表現することができ、そのみでない。人々は自他が自然に備へてゐる素質を發展させ、自己を陶冶し又は他人を教育して或は學者とし、或は實業家とし、或は法律家藝術家宗教家等を打出し創り出すことができる。これらの自覺活動は取りも直さず文化活動であり、文化活動の結果として產出されたものが即ち文化である。時としては活動と結果とを併せて文化と總稱することもある。そして、すべての文化は大小高低さまざまの文化價

自然と文化との關係

値を荷つて人生を豊かにしまた貴くするのである。そして見れば文化とは自然に對する語ではあるが、しかし、その本質上必ずしも自然に反對するのではない。寧ろ物的たると心的たるとを問はず、すべて自然的なものうちに潜んでゐる素質可能性を發展させて、一定の目的理想の實現に向はしめ、それ々に價値を發揮させるのが文化活動の特色である。我等は時として自然を征服するといふ。しかるにペーコンは最もよく自然に従するものが最もよく自然を支配するといつた。順風に帆を揚げ潮に乗つて船を進めるのは、自然に従ふことによつて自然を従へるのである。現代の文化人が、山と海と人間の營みを俯瞰しつつ自在に空中を飛行するのも、人の肉聲を耳にするために萬里を遠しとせざるのも、すべて自然の法則に従ひつゝ、同時にこれを價値の原理に従はしめつゝあるのである。天性藝術家又は學者の

種々の文化活動

素質を有するものが自覺的に努力して藝術家又は學者となつてその個性を發揮するのも、つまり自然に従ひつつ自然を價值化する所以である。もとより文化活動は單に自然的なもののように潜める可能性を發展させることのみには限られない。現實に存在する文化を更に發展させ向上させるのも、また文化活動であることはいふまでもない。従つて自然界に於けると人間界に於けるとを問はず、すべて現實のうちに潜んでゐる價值の芽ばえ理想の種子を發見し、これを開發して咲き出さしめるところの自覺的活動は、ことごとく文化活動であるといはねばならぬ。文化活動の目ざすところは實にあらゆるものの價值化である。

かやうに考へるときは、我等が學問をし修養をするのはいふまでもなく文化活動である。何となれば、さうするのは我等の天稟の素質可能性を發展させ、自己を陶冶して個性を發揮する所以で

文化の二大別

あるからである。我等が家をなし社會を成し國を成すのも、また文化活動である。何となれば、さうするのは取りも直さず、我等の社會的本性を發展させ、共同生活の理想を實現し、さまざまの道德價值を發揮する所以であるからである。これと同様に、産業を興して國家の經濟を豊かにするのも、教育を旺にして國民を向上させるのも、文化活動である。その他法律にまれ、政治にまれ、藝術にまれ、將た宗教にまれ、苟も社會人生に於ける理想の實現と價值の創造とに導くところの自覺活動は、すべて文化の領域に屬するものと見るべきである。

文化は普通に二種類に大別される。一は學術道德藝術宗教等の内面的精神的生活の向上發展を目ざし、その理念とする價值としては普通に眞善美聖等が數へられる。他は殖産工業を始めとして經濟實用の外面的物質的生活の進歩發達を求め、その原理と

精神文明と物質文明

する價值はいはゆる利用厚生である。時として前者を精神文明又は單に文化といひ、これに對して後者はしばしば物質文明と稱せられ、また單に文明と呼ばれることもある。

文化の健全なる發展は、物質精神の兩面にわたつて全體としての統一ある發展でなければならぬ。現代の社會に於ては、汽車汽船電信電話等の通信運輸の機關を始め、機械器具等のいはゆる文明の利器は精神的文化的生活にとつて一日もこれを缺くことはできない。そして個人にしても、社會にしても、常に衣食に缺乏し生存に窮しては高尚なる文化生活などは思ひも寄らぬ事である。しかしながら、物質文明や經濟上の利便は、要するに人格的生活精神的生活の手段としての價值を有するに過ぎぬ。たゞ我等は、それが有效なる、また缺くべからざる手段であることを牢記すべきである。物質文明はいはば文化の體であり、精神文明は文化の魂

我等の心得

である。體の大切なことはいふまでもないが、その大切な所以は貴い魂を宿すからである。物質文明を過重する國民も輕視する國民も、共に衰亡の路を辿るより外はない。

我等は科學研究の結果を旺に應用して大に物質文明を興し、この點に於ても決して歐米諸國に劣ることのないやうに努力すべきは勿論であるが、たゞこれに文化の魂を注ぎこんで、常にこれを正しく導き、弊害に陥らしめぬやうに努めねばならぬ。かやうにすることによつて、我等は最も優れたる國民文化を世界に展開せしめることができるであらう。

第十七課 文化と國民性

文化は社會のうちに生まれ、社會にはぐくまれ、社會に於て發展する。社會を離れては文化はあり得べくもない。言語といひ文

文化と社會

字といひ風習といひ傳統といひ經濟法律學術道德藝術宗教といふ、一として人々の共同生活社會生活を離れては考へることすらもできない。個人は社會に生まれ社會の文化を呼吸し攝取することによつてのみ、その精神生活を發展させることができるのである。もとより精神生活の發展は一面個性の創造力に俟つことはいふまでもない。しかし個人が創造するものの内容は、これを社會から受け納れねばならぬ。絶倫の偉人にしてもさうである。生民あつて以來孔子より盛なるものはないといはれたその孔子すらも、自ら謙して述べて作らずといつたではないか。いかなる天才も、社會の傳統的文化から全然獨立に創作するといふ意味に於て、獨創することはできない。そして個人の創造するところの價值は、社會の客觀的文化のうちに編みこまれ、全體としての文化價值に擔はれることによつて、始めてこれを創造した個人の精神

と共に不朽の生命を獲得するのである。いかなる偉人の精神も將た業績もこの點に於ては何等の除外例をもなすものではない。社會の文化は個人の精神に即しつゝ、個人を超越する客觀的生命をもつてゐる。個人の意識は個人の死と共に消滅する。けれども客觀的文化は消滅しない。この客觀的文化又は客觀的精神を載せ、永遠に進展して已まざるものは即ち歴史である。しからば文化の成長發展するに最も適する社會はいかなる社會であるか。國民である。全體としての統一ある文化が、等しく全體として統一のある國民と呼ばれる、具體的な社會に於て發展するのは蓋し自然の事といはねばならぬ。そこには文化のあらゆる種類と部門が、歴史の發展と共に互に融合合ひからみ合つて成長し、國民性のおのづからなる發露として、いきいきとした獨自の姿を現すのである。文化が心的物的兩面にわたつての自然の

世界の文化と
は何ぞ

うちに潜んでゐる可能性を發展させたものに外ならぬ以上、そしてまた國民の性情が自然の環境によつて影響されることの渺からぬ以上、もとゞ國民の性情を異にし山川風物を異にする各國民が、それ／＼の個性に應じて獨特の歴史を發展させ、独自の文化を創造するのは寧ろ當然であるといはねばならぬ。古代に於ける埃及希臘印度等を始め現代に於ける各國民の文化は、この事を立證するものである。

もとより、我等は「世界の文化」について語ることができる。しかし世界の文化とは何であるか。事實としては、それ／＼特色をもつて互に影響し合ひ、貢獻し合ふところの各國民の文化が世界にあるだけではないか。勿論等しく文化といはれる以上、各國民の文化の間に共通普遍の要素のあることは更めていふまでもない。この要素があればこそ互に影響し合ふこともできるのである。

現代の生活と
國民文化

しかしこの要素を事實の上に現す仕方手ぶりは、國民によつてそれぞれ異なり、従つてまた文化の各要素各種類が、互に聯關抱合して、纏つた一國の文化として現れてくる具體的な姿形に紛ふべくもなき独自の特色があるのは當然である。そして各國民がかやうに特色ある文化に培ふことが、所謂世界の文化を豊富にし、人類の幸福を増進する所以ではないか。もしも世に各國民の文化からその特色を奪ひ、一切を平等一如の灰色に塗抹し去ることによつて世界文化を建設することを理想とするものがあれば、それは「世界の文化を賊し、人類の幸福を損する妄舉」といはねばならぬ。文化の花は、自然に生長し、歴史的に發展した統一ある生命を有する國民の豐饒なる土壤に於ていき／＼と咲き出づるのである。

勿論、各國民がそれ／＼独自の文化を有するといつても、それは決して固定不動なものではなく、國民に發展の力がある限り、その

文化もまた發展することは前に述べたことによつて明かである。そしてその進歩發展の原因が多くの場合に於て他の文化との交渉接觸にあることは古來歴史の證明するところである。飛行機とラヂオによつて象徴される現代の生活に於ては、天涯地角も打つて一丸とされた趣があつて、各國民の文化がそのめまぐるしい環境の變化から著しい影響と刺戟とを受け、絶えず變容を蒙つて終にはその特色を失ふに至るかと思ふられることもあらう。しかし學窓を同うし、同じ師に就いて同じ事を學ぶ朋友ですらも、彼我互にその特色を異にするではないか。まして世界の距離は短縮されたとしても、西と東と南と北と、それぞれにその風土環境を異にする各國民は尙更のことである。文化が一面に於て普遍化されることは、他面に於て特殊化されることを妨げるものでない。獨特な歴史と顯著な特色をもつた國民性に根ざすところの文化

我が國民文化

は、他の文化の影響を受けて絶えず變化しつゝも常にその不易なる自性を保持し、複雑なる環境の刺戟を攝取し同化しつゝ、永遠に進歩發展するであらう。かゝる文化こそは實に世界の文化を光被するものといはねばならぬ。

この見地に立つて世界を見廻すとき、我が國の文化史ほど獨特の異彩を放つてゐる文化史は、他にこれを求めることはできぬ。我が國の文化のやうにあらゆる種類の外來の文化を受容し、攝取しつゝ、も、しかも一貫せる個性と獨自の創造力との顯著なる文化は世界にその倫を絶する。注意せよ。我等はむやみに己惚れてはならぬ。漫りに氣を負うて壯語してはならぬ。我が國民はたしかに文化の或る部門に於て他の國民に及ばぬところもある。或は科學的知識に於て、或は殖産工業に於て、或は偉大なる哲學者、文豪發明家等を産したることに於て我が國民に優る國民もある。

我等は謙らねばならぬ。謙つて他の長を學ばねばならぬ。しかし、あらゆる文化中の最根本的な文化たる國家的生活と道德的文化とを創造し發展させた點に於て我が國民にまされる國民があるであらうか。肇國以來悠久幾千載の長きにわたつて、時代の變遷に應じて各種各様の文化を不斷に發展させつゝ、しかも一貫して不易なる國家の形態と道德の本質とを持續し、把持して來た國民が他にあるであらうか。絶えず變りつゝ、しかも常に自性を保持するものは永遠に發展する。文化の發展は、永遠でなければならぬ。

我等は常に古き智慧を以て新しき知識を同化し、惟神の道を以てあらゆる種類の文化を融合し、かくして永遠に日本國民の創造力を發揮するやうに努力せねばならぬ。今や東西の文化は新なる綜合を求め、世界の文化史は將にその針路を轉ぜんとして力強

き指導者の出現を翹望しつゝある。この大任を擔ひ得るものは我等日本國民でなければならぬ。我等はこの貴い使命に深く目ざめて自重すべきである。

380
496

中學修身書改訂版

中學修身書 改訂版 卷四終

昭和十二年十二月十八日 改訂版印刷
昭和十二年十二月二十二日 改訂版發行

卷數	定價
一 二・三・四 五	金 四 十 錢 各 金 四 十 五 錢 金 五 十 錢

著 者

大 島 直 治

發 行 者

東京市澁谷區千駄谷四丁目七百二十番地
會社 育 英 書 院

右代表者

倉 田 八 十 八

印 刷 者

東京市神田區錦町三丁目十一番地
白 井 赫 太 郎

發行所 東京市澁谷區千駄谷四丁目七百二十番地
振替口座(東京)七四二番目 育英書院

發賣所 東京市神田區駿河臺三丁目二八〇九番目
振替口座(東京)二八〇九番目 目黑書店

精興社印刷

